株 主 各 位

東京都港区南青山七丁目1番5号 株式会社 グローバルダイニング 代表取締役社長 長 谷 川 耕 浩

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って2021年3月26日(金曜日)午後7時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 時 2021年3月27日(土曜日)午前11時 (受付開始午前10時30分)
- 2. 場 所 東京都渋谷区猿楽町11-6 サンローゼ代官山B1
 ブラッスリー タブローズ (当社店舗)
 ※会場及び開始時刻が従来と異なっておりますのでご注意ください。
 ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
- 3. 目的事項
 - 報告事項 1 第48期(2020年1月1日から2020年12月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の 連結計算書類監査結果報告の件
 - 2 第48期 (2020年1月1日から2020年12月31日まで) 計算書類報告の件

【お知らせ】

本定時株主総会において、お土産及びお飲み物等のご用意や株主懇談会の開催はございませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

決議事項

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く) 4名選任の件

第2号議案 取締役に対してストック・オプションとして新株予約権を発行する件

4. その他本招集ご通知に関する事項

次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.global-dining.com/ir/)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査報告書を作成するに際して、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

- ①事業報告のうち「業務の適正を確保する体制」「業務の適正を確保する体制の運用 状況」「株式会社の支配に関する基本方針」
- ② 連結計算書類のうち「連結注記表」 ③計算書類のうち「個別注記表」

5. 議決権の行使についてのご案内

- (1)郵送による議決権行使の場合 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年3月 26日(金曜日)午後7時までに到着するようご返送ください。
- (2)インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、3頁の【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】をご高覧のうえ、2021年3月26日(金曜日)午後7時までにご行使ください。

以上

- (注) 1. 株主総会開催時点での新型コロナウイルスの流行状況に応じて、会場入り口における検温や手 指等の消毒、マスク着用などの感染予防のお願いをする場合がございます。また、株主様同士 のお席の間隔を広く取るなど十分な席数が確保できない可能性があり、ご入場を制限させてい ただく場合もございますので、ご来場なさらずとも議決権を行使いただけるよう、書面又はイ ンターネットによる事前行使を是非ご利用ください(詳細は次頁のとおりです)。
 - 2. 本株主総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
 - 3. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、当社ホームページ(https://www.global-dining.com/)において掲載することにより、お知らせいたします。
 - 4. 株主総会決議通知の発送は取り止め、本総会の結果は当社ホームページに掲載させていただく 予定です。

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使 していただきますよう、お願い申しあげます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトを ご利用いただくことによってのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

【議決権行使サイトURL】 https://www.web54.net

- 2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。
- 3. インターネットによる議決権行使は、2021年3月26日(金曜日)午後7時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
- 4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 5. インターネットによって、複数回数又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を 行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせて いただきます。
- 6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金(電話料金等)は株主様のご負担となります。

【お問い合わせ先】

- ○本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記 にお問い合わせください。
 - 三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル [電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)
- ○その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。
- ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様 お取引の証券会社あてお問い合わせください。
- イ. 証券会社に口座のない株主様(特別口座をお持ちの株主様) 三井住友信託銀行 証券代行事務センター

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

事 業 報 告

(自 2020年1月1日) (至 2020年12月31日)

I 企業集団の現況

当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、足下で大幅に下押しされ厳しい状況となりました。また、先行きについても、 当該感染症の影響による厳しい状況が続くと見込まれ、先行き不透明な状態で推 移しました。

外食産業におきましても、政府や自治体の各種要請等を受け、休業や営業時間 の短縮などの実施により非常に厳しい状況となりました。

こうした中、当社グループは、商品・サービス及び空間の品質向上を継続するとともに、当該感染症の感染拡大による食生活の変化に対応するためデリバリーやテイクアウトを強化したほか、テラス席等の屋外スペースの活用や、ランチ・アイドルタイムを強化するためのメニュー開発を行いました。また、1月に収益改善の見込めない港区南青山の「GOOD LIFE FACTORY」を閉店し、その跡地に「BARTIZAN Bread Factory」を3月にオープンいたしました。さらに、5月に港区六本木の「LB6」、7月に中央区銀座の複合施設「G-Zone 銀座」(5店舗を運営)、8月には新宿区の「デカダンス ドュ ショコラ 新宿京王」を閉店いたしました。9月には愛知県の「三井ショッピングパーク ららぽーと愛知東郷」内に「ラ・ボエム パスタフレスカ」と「モンスーンカフェ」の2店舗をオープンし、10月には港区浜松町の「BARTIZAN Bread & Pasta」を「カフェ ラ・ボエム浜松町」に業態変更いたしました。

この結果、当連結会計年度における売上高は、56億67百万円(前年同期比41.0 %減)となり、当連結会計年度末の総店舗数は43店舗となりました。

また、損益につきましては、営業損失11億75百万円(前連結会計年度は営業利益40百万円)、経常損失11億2百万円(前連結会計年度は経常利益96百万円)となりました。

親会社株主に帰属する当期純損失は、減損損失4億82百万円及び店舗閉鎖損失1億14百万円を特別損失として計上したことなどにより、15億9百万円(前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失3億31百万円)となりました。

企業集団の営業形態別の売上高

営業形態区分	売 上 金 額	構成比
ラ・ボエム (イタリア料理)	1,571 百万円	27. 7
ゼ ス ト (メキシコアメリカ料理)	148	2.6
モンスーンカフェ (ア ジ ア 料 理)	1, 519	26.8
権 八 (和 食)	1, 147	20. 2
ディナーレストラン (国際折衷料理)	674	11.9
フードコロシアム (フ ー ド コ ー ト)	124	2. 2
そ の 他	481	8.6
合 計	5, 667	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資については、国内の新規出店を中心に総額2 億1百万円の投資を実施いたしました。

(1) 当連結会計年度中に開設した店舗

設 備 名	所 在 地	設備の内容	備考
BARTIZAN Bread Factory	東京都港区	店舗	2020年3月開設
ラ・ボエム パスタフレスカ ららぼーと愛知東郷	愛知県愛知郡	店舗	2020年9月開設
モンスーンカフェ ららぽーと愛知東郷	愛知県愛知郡	店舗	2020年9月開設
カフェ ラ・ボエム 浜松町	東京都港区	店舗	2020年10月開設

(2) 当連結会計年度中に閉鎖した店舗

設 備 名	所 在 地	設備の内容	備考
GOOD LIFE FACTORY 南青山	東京都港区	店舗	2020年1月閉鎖
L B 6	東京都港区	店舗	2020年5月閉鎖
カフェ ラ・ボエム G-Zone銀座	東京都中央区	店舗	2020年7月閉鎖
ゼストキャンティーナ G-Zone銀座	東京都中央区	店舗	2020年7月閉鎖
モンスーンカフェ G-Zone銀座	東京都中央区	店舗	2020年7月閉鎖
権八 G-Zone銀座	東京都中央区	店舗	2020年7月閉鎖
デカダンス ドュ ショコラ 銀座	東京都中央区	店舗	2020年7月閉鎖
デカダンス ドュ ショコラ 新宿京王	東京都新宿区	店舗	2020年8月閉鎖
BARTIZAN Bread & Pasta	東京都港区	店舗	2020年10月閉鎖

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、増資又は長期社債発行による資金調達は行っておりません。なお、当連結会計年度中の設備資金等及び運転資金等の必要資金は、自己資金及び借入金により賄っております。

④ 対処すべき課題

当期においては、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴い、国内外の外食需要は大打撃を受けました。この結果、当社グループの売上高は著しい減少が生じており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

こうした状況のもと、当社グループにおいては次の課題に優先的に取り組んで まいります。

(1) 財務体質の健全化

取引金融機関からの借入・借換を軸に、当期に実施した減資により中小企業向け融資や各種補助金・助成金を活用するとともに、不採算店舗の閉鎖、支払賃料の減額免除等の協力願い、役員報酬や従業員給与の減額の継続、業務効率化を含めたローコスト運営の徹底を進めてまいります。また、営業面では、テラス席や折り戸による扉のフルオープンが可能な施設においては、そのメリットを最大限に活かした営業体制とすること、ランチ・アイドルタイムを強化するためのメニュー開発、お客様に足を運んでいただけるようなエンターテインメント性の高い販促施策・イベントの実施、そしてデリバリー・テイクアウトの需要もうまく取り込みながらコロナ後を見据えた店舗運営を行い、売上高の回復を図ってまいります。

(2)人材の採用・発掘・育成

業績を上げるには、優秀な人材をいかに採用・発掘し、次世代リーダーとして育てあげるかにかかっているといっても過言ではありません。当社グループではこれらを「人材輩出」と呼び、幹部社員は次世代リーダーを育てることを重要な任務としております。そのためには、健全な競争環境、だれもがチャレンジできる立候補制昇格人事など、当社独自のシステムを整備し、これらを通じて秀でた能力のある人材を社内外から発掘・育成することに注力しております。

また、店舗毎の独立採算制を採用しており、商品・サービスの知識はもちろん、次世代リーダーを目指すための経営(マネジメント)を学ぶ集合研修・勉強会、海外市場を学ぶための子会社への出向・出張、各種認定試験、料理・サービスコンテストの開催といった各種社員教育プログラムを用意し、従業員の意識・能力向上をサポートする体制づくりにも努めております。

さらには、人口減少や縮小傾向にある日本市場を対象とするだけでなく、フランチャイズに代表されるような海外展開も視野に入れて、グローバル人材の採用・育成にも注力してまいります。

(3) 営業基盤の強化

これまでフルサービスを提供するレストランを主体として展開してまいりましたが、将来の人口減少や高齢化、未婚率や夫婦共働き世帯の増加を考えますと、ファストフードのようなサービススタイルや顧客の利便性を考えたサービスの展開に加えて、「体験する・感動する」「健康になる」など来店動機を生み出す付加価値の提供が必要であると認識しております。そこで、「デリバリー」「テイクアウト」「ファスト・ファインカジュアル」「エンターテインメント」「ヘルシー」をテーマとした新業態開発や既存業態の専門店化、スーパーフード・低糖質・グルテンフリー・ビーガンなど健康志向を意識したメニュー展開による差別化などを通じて、多店舗展開が可能なスタイルを模索してまいります。これら活動にあわせて、地方都市への進出や大型商業施設等への出店を進めるなど、業態・立地の最適なポートフォリオを構成し、環境の変化や競争の激化にも耐えうる強固な営業基盤の構築を目指してまいります。

安心安全な食材の調達や昨今の感染症対策への対応を大前提とし、より高いレベルの料理・サービス・空間の提供にこだわり続けることで、お客様に感動していただき、そして社員も感動するための最高の舞台を提供してまいりたいと考えております。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援とご鞭撻を賜ります ようお願い申しあげます。

— 8 **—**

⑤ 財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び掲益の状況の推移

区分	第45期 (2017年12月期)	第46期 (2018年12月期)	第47期 (2019年12月期)	第48期 (当連結会計年度) (2020年12月期)
売 上 高(百万円)	9, 815	9, 961	9, 610	5, 667
営業利益又は 営業損失(△)	△49	12	40	△1, 175
経常利益又は 経常損失(△) (百万円)	△32	54	96	△1, 102
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に (百万円) 帰属する当期純損失(Δ)	△222	4	△331	△1,509
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△22.00	0.41	△32. 40	△147. 56
総 資 産(百万円)	7, 087	6, 831	6, 679	5, 934
純 資 産(百万円)	3, 889	3, 886	3, 540	1, 955

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発 行済株式数に基づき算出しております。
 - 2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日) 等を第47期の期首から適用しており、第46期以前に係る企業集団の財産及び損益の状況に ついては、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

区分		第45期 (2017年12月期)	第46期 (2018年12月期)	第47期 (2019年12月期)	第48期 (当事業年度) (2020年12月期)
売 上 高	(百万円)	9, 344	9, 438	9, 116	5, 240
営業利益又は 営業損失(△)	(百万円)	48	77	150	△1,094
経常利益又は経常損失(△)	(百万円)	77	130	207	△1,018
当期純利益又は 当期純損失(△)	(百万円)	△104	84	△221	△2, 290
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	(円)	△10.33	8. 26	△21.62	△223. 94
総 資 産	(百万円)	7, 653	7, 600	7, 568	6, 082
純 資 産	(百万円)	4,604	4, 692	4, 474	2, 173

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発 行済株式数に基づき算出しております。
 - 2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日) 等を第47期の期首から適用しており、第46期以前に係る当社の財産及び損益の状況につい ては、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

⑥ 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係 該当事項はありません。

(2) 親会社等との間の取引に関する事項

当社の親会社等は、当社代表取締役社長 長谷川耕造であります。当社は、親会社等との間に資金の借り入れ等の取引があります。当該取引に際しては、市場金利等を勘案して当社が不利とならないように条件を決定しております。また当社取締役会はそのような取引条件を把握し、いずれの取引においても金額その他の条件が適正性を満たしているかの確認を取っており、当該取引は当社の利益を害さないものと判断しております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議決権比率	主要な事業内容
グローバルダイニング, イン	4, 147, 520千円	100.0%	レストラン経営による飲食事
ク. オブ カリフォルニア	(US \$ 39, 331, 076)		業

- (注) 資本金の()内は、現地通貨で表示し、円換算は取得時の為替レートで算出しております。
 - (4) 事業年度末日における特定完全子会社の状況 該当事項はありません。
- ⑦ 主要な事業内容(2020年12月31日現在)

当社グループは、「ラ・ボエム」、「ゼスト」、「モンスーンカフェ」、「権八」、「ディナーレストラン」などのレストラン経営による飲食事業を営んでおります。

⑧ 主要な店舗及び事業所(2020年12月31日現在)

株式会社グローバルダイニング

(1) 本社事務所 東京都港区

(2) 店 舗

営業形態区分	店舗数		所	在 地	別	
		東京都中央区	1.	店 東京	都港区	5店
 ラ ・ ボ エ ム	13	東京都渋谷区	1.	店 東京	都世田谷区	2店
ラ・ボエム	13	東京都新宿区	1.	店 東京	都目黒区	1店
		神奈川県横浜市	1.	店 愛知	県愛知郡	1店
ゼスト	2	東京都港区	1.	店 東京	都目黒区	1店
		東京都港区	2	店 東京	都目黒区	1店
モンスーンカフェ	10	東京都渋谷区	2	店 千葉	県浦安市	1店
		神奈川県横浜市	1.	店 埼玉	県さいたま市	1店
		千葉県船橋市	1.	店 愛知	県愛知郡	1店
		東京都渋谷区	2.	店 東京	都港区	2店
権	7	東京都世田谷区	1.	店 東京	都台東区	1店
		神奈川県横浜市	1.	店		
ディナーレストラン	6	東京都港区	1.	店 東京	都渋谷区	5店
フードコロシアム	1	栃木県那須塩原市	节 1.	店		
そ の 他	2	東京都港区	1.	店 東京	都文京区	1店
合 計	41			_	·	

グローバルダイニング,インク.オブ カリフォルニア

(米国子会社)

(1) 本社事務所 米国カリフォルニア州

(2) 店 舗

崖	常業形態区分	ì	店舗数	所 在 地 別	
ディフ	ナーレスト	ラン	1	米国カリフォルニア州	1店
そ	の	他	1	米国カリフォルニア州	1店
合		計	2	_	

⑨ 従業員の状況 (2020年12月31日現在)

(1) 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
名	名	歳	年
185	54(減)	34. 0	5. 2

- (注) 1. 従業員に臨時従業員は含まれておりません。なお、臨時従業員の2020年12月における平均 雇用人員は499名(8時間×20日を1名として換算)であります。
 - 2. 前事業年度末に比べ「従業員」が54名、「臨時従業員」が340名減少しておりますが、これ は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、当社不採算店舗の撤退や米国子会社にて 当該店舗の出店地域のロックダウンに伴い一時解雇を実施したことによるものであります。

(2) 当社の従業員数

従 業 員	数前期末片	比増減 平 ³	均 年 齢	平均勤続年数
	名	名	歳	年
	181	46(減)	34.0	5. 2

(注) 従業員に臨時従業員は、含まれておりません。なお、臨時従業員の2020年12月における平均雇用人員は、496名(8時間×20日を1名として換算)であります。

⑩ 主要な借入先の状況 (2020年12月31日現在)

	借	入 5	ŧ			借 入 額
株	式 会 社 三	菱 U]	F J	銀	行	1,247,602千円
株	式 会 社 三	井 住	友	銀	行	179,000千円
株	式 会 社	静	岡	銀	行	175,020千円
株	式 会 社	みず	ほ	銀	行	56, 320千円
株	式 会 社	りそ	な	銀	行	14,991千円
長	谷 川	[耕		造	212, 200千円
The	The U.S. Small Business Administration					55, 563千円

(注) The U.S. Small Business Administrationからの借入は、米国子会社における新型コロナウイルス感染症救済オプションである給与保護プログラム(Paycheck Protection Program)によるローン(PPPローン)であり、窓口金融機関はLendistryであります。

Ⅱ 会社の株式に関する事項

株式の状況

① 発行可能株式総数

② 発行済株式の総数

③ 期末株主数

④ 大株主

16,896,000株

10,232,800株

3,988名

	株主	名	持 株 数	持株比率	
				千株	%
長	谷 川	耕	造	6, 293	61. 51
株 式	会社ス	ペース	ラ ブ	792	7.74
ハセガリ	フインターナショナ	ールトレイドカン	ノパニー	626	6. 12
内	田	優	二	165	1.61
株式	会 社 古 舘 篤	臣綜合事	務所	111	1.09
小	林	庸	麿	51	0.51
グロー	- バルダイニ:	/ グ従業員技	寺 株 会	47	0.47
INTE	ERACTIVE	BROKERS	LLC	30	0. 29
阿	赔	夏	朗	28	0. 28
目	森		潤	24	0. 23

- (注) 1. 持株比率は、自己株式571株を控除して算出しております。
 - 2. 長谷川耕造氏の所有株式数には、日本証券金融株式会社との株式の消費貸借契約に基づく貸 株261,100株を含めて記載しております。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日において、当社役員が保有している新株予約権の状況

当社取締役の状況

	1株当たり 行使価額	行使期限	新株予約権 の 数		となる株式 類及び数	発行 価額	保有 者数
第14回新株予約権	112円	2013年10月1日から 2021年3月25日まで	963個	普通 株式	96,300株	無償	1名
第16回新株予約権	362円	2017年12月16日から 2025年11月23日まで	30個	普通 株式	3,000株	無償	1名
第18回新株予約権	157円	2022年5月16日から 2030年3月27日まで	1,000個	普通 株式	100,000株	無償	1名

- (注) 1. 取締役に就任する以前に付与された新株予約権の個数も含めております。
 - 2. 監査等委員である取締役及び社外取締役が保有する新株予約権等はありません。
 - 3. 任期途中で辞任した取締役が保有していた第16回新株予約権(普通株式2,000株)及び第18回 新株予約権(普通株式100,000株)は、取得条項に基づき当社が無償取得した後、取締役会で の決議を経て2020年12月29日付で償却いたしております。

2. 当事業年度中に使用人等に対して交付した新株予約権の状況

2020年4月30日開催の取締役会決議による新株予約権(第18回)

	当社使用人(うち執行役員)	子会社の使用人			
交付者数	4名(2名)	1名			
新株予約権の数	700個(400個)	200個			
目的である株式の種類及び数	普通株式70,000株(40,000株)	普通株式 20,000株			
新株予約権の払込金額	無償				
新株予約権1個当たりの株式数	100株				
新株予約権の行使価額	1個につき15,700円	0円			
新株予約権の行使期間	2022年5月16日から2030年3月27日まで				
新株予約権の行使条件	は従業員たる地位をいう。)と「但し、正当な理由があると取締ではない。 2. 新株予約権者又はその相続人はられた権利の一部又は全部を行の新株予約権をさらに分割してする。 (1)割当日の翌日から2年を経過し(2)割当日の翌日から4年を経過し(3)割当日の翌日から6年を経過し(4)割当日の翌日から8年を経過し、3. その他の条件については、取締	1社子会社の取締役、執行役員又 同等の地位であることを要する。 6役会が認めた場合は、この限り は、以下の区分に従って割り当て 使することができる。但し、1個 1行使することはできないものと た日以降 割当個数の1/4まで た日以降 割当個数の1/2まで た日以降 割当個数の3/4まで た日以降 割当個数の2/8			

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役の状況(2020年12月31日現在)

会社における地位 及び担当	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	長谷川 耕 造	
取 締 役 総 料 理 長	小 林 庸 麿	
取 締 役 最高財務責任者	中 尾 慎太郎	
取 締 役(監査等委員)	藤本三郎	株式会社湘南グリーンサービス顧問
取 締 役 (監査等委員)	澤健介	澤健介公認会計士事務所所長 株式会社Looop 管理本部経営企画部長
取 締 役 (監査等委員)	大 島 明 子 (旧姓:岡 本 明 子)	松田綜合法律事務所弁護士

- (注)1. 取締役澤健介及び大島明子の両氏は、社外取締役であります。
 - 2. 当社は、藤本三郎氏を監査等委員会委員長に選任し、同委員長が社内の主要会議に出席して社 内情報を収集、他の監査等委員に情報伝達しております。また、監査等委員会が必要に応じて 監査を補佐する担当者を任命・指揮命令して監査を行う体制としており、監査等委員会の監査 の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
 - 3. 監査等委員である澤健介氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 4. 取締役澤健介及び大島明子の両氏は、㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
 - 5. 当事業年度中に辞任した取締役

氏 名	辞 任 日	辞任時の地位・担当及び 重要な兼職の状況
上運天 友之	2020年8月31日	取締役 権八フードディレクター

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、今後も引き続き適切な人材を確保できるようにするため、非業務執行取締役(監査等委員である取締役三氏)との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

3. 取締役の報酬等の額

区 分	人 数	支 給 額
取 締 役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	5名 (一 名)	43,580千円 (— 千円)
取 締 役 (監査等委員) (うち社外取締役)	3名 (2名)	6,150千円 (3,600千円)
≅ †	8名	49,730千円

(注) 上記支給額には、取締役(監査等委員を除く) 2名に対して総額1,310千円 (うち社外取締役分なし) の新株予約権にかかる費用を含んでおります。

4. 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

氏	名	兼職先	当該他の法人等との関係
澤	健 介	澤健介公認会計士事務所 株式会社Looop	当社と兼職先との間に は重要な取引その他の 関係はありません。
大島(旧姓:	明 子 岡本明子)	松田綜合法律事務所	当社と兼職先との間に は重要な取引その他の 関係はありません。

② 主な活動状況

	氏	名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	澤	健 介	当事業年度に開催された取締役会8回のうち全てに出席し、また監査等委員会14回のうち全てに出席し、当社と関係しない独立した立場で議案審議に必要な発言を適宜行っております。また、公認会計士としての会計・財務の専門的見地からの発言を行っております。
	大島(旧姓:	明 子 岡本明子)	当事業年度に開催された取締役会8回のうち全てに出席し、また監査等委員会14回のうち13回に出席し、当社と関係しない独立した立場で議案審議に必要な発言を適宜行っております。また、弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

V 会計監査人に関する事項

1. 名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,050千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	23,050千円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
 - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性及び独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の 賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法 令が規定する最低責任限度額であります。

VI 剰余金の配当等の決定に関する方針

1. 剰余金の配当等に関する中長期的な方針

当社は、株主の皆様への利益還元が重要な経営施策の一つであるとの認識の下、企業価値及び株主価値の持続的な向上を目指し、収益基盤の強化と財務体質の健全化の両立を図りつつ、成長投資と株主資本の充実とのバランスを考慮しながら、業績に裏付けられた適正な利益配分を行うことを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、新規出店の設備投資及びシステム整備など、企業価値向上に資するさまざまな投資に活用することで、将来の事業展開を通じて株主の皆様に還元させていただく所存であります。

2. 当期の配当等の決定の理由

当期期末配当金につきましては、親会社株主に帰属する当期純損失が15億9百万円となり、今後も依然として厳しい事業環境等が予想されることにより、財務体質の健全性を図ることを最重要課題と位置づけ、誠に遺憾ではございますが無配とさせていただきました。

⁽注) 本事業報告中の記載金額については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

資 産 の	部	負 債 の	部
科目	金 額	科目	金 額
流 動 資 産	881, 458	流 動 負 債	2, 292, 555
現金及び預金	321, 357	買 掛 金	228, 891
売 掛 金	212, 069	短 期 借 入 金	730, 000
商品及び製品	8, 983	1年内返済予定の長期借入金	252, 639
原材料及び貯蔵品	122, 967	リース債務	22, 536
前 払 費 用	88, 042	未 払 金	96, 056
未 収 入 金	105, 018	未 払 費 用	477, 424
そ の 他	23, 019	未 払 法 人 税 等	92, 868
固 定 資 産	5, 053, 237	未 払 消 費 税 等	104, 916
有 形 固 定 資 産	3, 979, 846	前 受 金	20, 975
建物及び構築物	1, 134, 010	預り金	214, 405
車 両 運 搬 具	0	前 受 収 益	19, 149
工具、器具及び備品	131, 842	店舗閉鎖損失引当金	10, 332
土 地	2, 593, 534	資 産 除 去 債 務	22, 360
リース資産	116, 349	固 定 負 債	1, 686, 335
建設仮勘定	4, 109	長期借入金	958, 057
無形固定資産	2, 067	リース債務	105, 498
ソフトウエア	2, 067	退職給付に係る負債	40, 374
投資その他の資産	1, 071, 323	繰 延 税 金 負 債	33, 353
投 資 有 価 証 券	13, 941	資 産 除 去 債 務	549, 051
長期前払費用	8, 205	負 債 合 計	3, 978, 890
差入保証金	1, 049, 176	純 資 産 の	部
		株主資本	2, 173, 466
		資 本 金	30, 073
		資 本 剰 余 金	3, 596, 898
		利 益 剰 余 金	$\triangle 1, 453, 185$
		自 己 株 式	△320
		その他の包括利益累計額	△229, 081
		その他有価証券評価差額金	2, 265
		為替換算調整勘定	△231, 346
		新 株 予 約 権	11, 420
		純 資 産 合 計	1, 955, 805
資 産 合 計	5, 934, 695	負債純資産合計	5, 934, 695

連結損益計算書

(自 2020年1月1日) 至 2020年12月31日)

	科	目		金	額
売	上	Ē	<u> </u>		5, 667, 513
売	上	原值	5		6, 133, 802
売	上 総	損 5	ŧ		466, 289
販	売費及び一	般管理費	ŧ		709, 289
営	業	損 5	ŧ		1, 175, 578
営	業外	収 益	益		
	協	金山	又入	8, 855	
	雇 用 調	整 助	成 金	39, 589	
	そ	0)	他	38, 681	87, 126
営	業外	費			
	支 払	利	息	13, 741	
	固 定 資	産除	却 損	218	13, 960
経		損 5			1, 102, 412
特		-	±		
			戻入額	1,606	000 005
4+	受 取	立立		265, 279	266, 885
特			Ę "	400, 400	
	減損	損	失	482, 629	507.404
TY		閉鎖	損 失	114, 551	597, 181
		期純損失		A 10 0=0	1, 432, 707
	人税、住民税及			△10, 650	70.044
法		調整物		87, 294	76, 644
当	期純	損			1, 509, 352
親会	会社株主に帰属する	る 当期 純 損 匀	Ę		1, 509, 352

連結株主資本等変動計算書

(自 2020年1月1日) 至 2020年12月31日)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	1, 485, 613	2, 140, 613	56, 166	△320	3, 682, 072	
当期変動額						
新株の発行 (新株予約権 の行使)	373	373	_	_	746	
減資	△1, 455, 912	1, 455, 912	_	_	_	
親会社株主 に帰属する 当期純損失	_	_	△1, 509, 352	_	△1, 509, 352	
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	_	_	_	_	_	
当期変動額合計	△1, 455, 539	1, 456, 285	△1, 509, 352	_	△1, 508, 605	
当期末残高	30, 073	3, 596, 898	△1, 453, 185	△320	2, 173, 466	

	7	の他の包括利益累計額	碩			
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計	新株予約権	純資産合計	
当期首残高	4, 596	△165, 817	△161, 220	20, 139	3, 540, 990	
当期変動額						
新株の発行 (新株予約権 の行使)	_	_	_	_	746	
減資	_	_	_	_	_	
親会社株主 に帰属する 当期純損失	_	_	_		△1, 509, 352	
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	△2, 331	△65, 529	△67, 861	△8, 718	△76, 579	
当期変動額合計	△2, 331	△65, 529	△67, 861	△8,718	△1, 585, 185	
当期末残高	2, 265	△231, 346	△229, 081	11, 420	1, 955, 805	

貸借対照表

(2020年12月31日現在)

資 産 の	部	負債の	部
科目	金 額	科目	金 額
流 動 資 産	817, 337	流動負債	2, 276, 861
現金及び預金	272, 189	買 掛 金	226, 914
売 掛 金	211, 965	短期借入金	730, 000
商品及び製品	8, 983	1年内返済予定の長期借入金	250, 787
原材料及び貯蔵品	113, 132	リース債務	22, 536
前 払 費 用	83, 092	未 払 金	96, 056
未 収 入 金	104, 954	未 払 費 用	470, 058
そ の 他	23, 019	未 払 法 人 税 等	92, 868
固 定 資 産	5, 265, 617	未 払 消 費 税 等	104, 779
有 形 固 定 資 産	2, 873, 756	前 受 金	16, 613
建物	778, 770	預り 金	214, 405
構 築 物	2, 342	前 受 収 益	19, 149
車 両 運 搬 具	0	店舗閉鎖損失引当金	10, 332
工具、器具及び備品	63, 555	資 産 除 去 債 務	22, 360
土 地	1, 912, 490	固 定 負 債	1, 632, 623
リ ー ス 資 産	116, 349	長期借入金	904, 346
建設仮勘定	249	リ ー ス 債 務	105, 498
無 形 固 定 資 産	2, 067	退職給付引当金	40, 374
ソフトウエア	2, 067	繰 延 税 金 負 債	33, 353
投資その他の資産	2, 389, 793	資 産 除 去 債 務	549, 051
投 資 有 価 証 券	13, 941	負 債 合 計	3, 909, 484
関係会社株式	1, 253, 209	純資産の	部
関係会社長期貸付金	65, 647	株 主 資 本	2, 159, 784
長期前払費用	7, 818	資 本 金	30, 073
差入保証金	1, 049, 176	資 本 剰 余 金	3, 596, 898
		資 本 準 備 金	30, 073
		その他資本剰余金	3, 566, 825
		利 益 剰 余 金	$\triangle 1, 466, 867$
		その他利益剰余金	$\triangle 1, 466, 867$
		繰越利益剰余金	$\triangle 1, 466, 867$
		自 己 株 式	△320
		評価・換算差額等	2, 265
		その他有価証券評価差額金	2, 265
		新 株 予 約 権	11, 420
		純 資 産 合 計	2, 173, 470
資 産 合 計	6, 082, 955	負 債 純 資 産 合 計	6, 082, 955

損益計算書

(自 2020年1月1日) 至 2020年12月31日)

									(十四:113)
		科			目			金	額
売			上		į	5			5, 240, 722
売		上		原	ſī	15			5, 679, 159
売	1	-	総	損	5	ŧ			438, 436
販	売 費	及	びー	般 管	理費	貴			655, 706
営		業		損	5	ŧ			1, 094, 142
営	業		外	収	孟	±			
	雇		用 調	整	助	成	金	39, 589	
	そ			0)			他	49, 457	89, 046
営	業		外	費	F	月			
	支		払		利		息	13, 449	
	固		定資	産	除	却	損	218	13, 668
経		常		損	5	ŧ			1, 018, 763
特		別		利	孟	±			
	店	舗	閉鎖損	美 失 引	当 金	戻り	、額	1,606	
	受		取	<u> </u>	i	艮	料	265, 279	266, 885
特		別		損	5	ŧ			
	洞	į	損		損		失	482, 629	
	関	仔	会 袼	土 株	式	平 価	損	864, 902	
	店	:	舗	閉	鎖	損	失	114, 551	1, 462, 083
税	引	前	当 期	純	損り	ŧ			2, 213, 961
法	人 税、	住	民税 2	及び事	業業	兑		△10, 650	
法	人	税	等	調	整 客	頁		87, 294	76, 644
当	期		純	損	5	ŧ			2, 290, 606

株主資本等変動計算書

(自 2020年1月1日) 至 2020年12月31日)

	株主資本								
			資本剰余金		利益剰余金				
	資本金	M- 1 M III 4	マーンボ (# 4 その他資本 資		利益	その他利	益剰余金	利益剰余金	
		資本準備金	剰余金	合計	準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金	合計	
当期首残高	1, 485, 613	2, 140, 613	_	2, 140, 613	8, 614	3, 500, 100	△2, 684, 975	823, 738	
当期変動額									
新株の発行 (新株予約権 の行使)	373	373	_	373	_	_	_	_	
減資	△1, 455, 912	_	1, 455, 912	1, 455, 912	_	_	_	_	
資本準備金の 取崩	_	△2, 110, 912	2, 110, 912	_	_	_	_	_	
利益準備金の 取崩	_	_	_	_	△8, 614	_	8, 614	_	
別途積立金の 取崩	_	_	_	_	_	△3, 500, 100	3, 500, 100	_	
当期純損失	_	_	_	_	_	_	△2, 290, 606	△2, 290, 606	
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	_	_	_	_	_	_	_	_	
当期変動額合計	△1, 455, 539	△2, 110, 539	3, 566, 825	1, 456, 285	△8, 614	△3, 500, 100	1, 218, 107	△2, 290, 606	
当期末残高	30, 073	30, 073	3, 566, 825	3, 596, 898	_	_	△1, 466, 867	△1, 466, 867	

	株主資本		評価・換	算差額等	der total and the	
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	△320	4, 449, 643	4, 596	4, 596	20, 139	4, 474, 379
当期変動額						
新株の発行 (新株予約権 の行使)	_	746	_	_	_	746
減資	_	_	_		_	
資本準備金の 取崩	_	_	_	_	_	_
利益準備金の 取崩	_	_	_	_	_	
別途積立金の 取崩	_					1
当期純損失	_	△2, 290, 606	_	_	_	△2, 290, 606
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	_	_	△2, 331	△2, 331	△8, 718	△11,050
当期変動額合計	_	△2, 289, 859	△2, 331	△2, 331	△8, 718	△2, 300, 909
当期末残高	△320	2, 159, 784	2, 265	2, 265	11, 420	2, 173, 470

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年3月1日

株式会社グローバルダイニング

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員業務執行社員指定有限責任社員

公認会計士 中 山 清 美 即

公認会計士 島藤章太郎 即

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社グローバルダイニングの2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グローバルダイニング及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は営業債務の支払及び借入金の返済等の資金繰りに懸念が生じている状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を 監視することにある。 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は 誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書におい て独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は 誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決 定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程 を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示 リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断 による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた 会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する 十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督 及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年3月1日

株式会社グローバルダイニング

取締役会 御中

EY新日本有限青仟監查法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員

公認会計士 中 山 清 美 印

公認会計士 島藤章太郎 印

業務執行社員

監查意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社グローバルダイニ ングの2020年1月1日から2020年12月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸 借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下 「計算書類等」という。) について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会 計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び捐益の状況を、全ての重要な点 において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を 行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責 任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会 社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査 法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は営業債務の支払及び借入金 の返済等の資金繰りに懸念が生じている状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさ せるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実 性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる 理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されて おり、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽 表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整 備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成す ることが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会 計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示す る責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を 監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は 誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書におい て独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤 謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に 影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を 通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利 害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実行しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をする に当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社 の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由につ いて、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると 認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると 認めます。

2021年3月1日

株式会社グローバルダイニング 監査等委員会

- 監査等委員長 藤 本 三 郎 印 監査等委員 澤 健介 印
- 監査等委員 大島明子 印 (岡本明子)
- (注) 監査等委員 澤健介氏及び大島明子 (岡本明子) 氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く) 4名選任の件

2020年8月31日付にて取締役上運天友之氏が辞任され、また本総会終結の時をもって取締役3名が任期満了となりますので、新任取締役候補者1名を含めて、改めて取締役4名の選任をお願いするものであります。

本議案については監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位	Z、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との 特別の 利害関係
1	代表取締役 長谷川 耕 造 (1950年3月9日生) 1985年2月 長谷川実業株式会社(現株 社グローバルダイニング) 取締役 2004年3月 当社取締役、代表執行役社 2010年3月 当社代表取締役社長(現任)		長谷川実業株式会社(現株式会社グローバルダイニング)代表 取締役 当社取締役、代表執行役社長	6, 293, 500 株 (注3)	あり (注1, 2)
再任	下で当社グループの 見識が、混迷するコ	あり、長年にれ 発展に貢献して ロナ禍を生き残	ったり当社の経営の先頭に立ち、別できました。このような豊富な経営 できました。このような豊富な経営 より、当社グループの企業価値向上	経験と実績、	培われた
	同氏を引き続き取締	役候補者といた 1992年4月		<u> </u>	
2 再任	こば ^{やし} っねまる 小 林 庸 鷹 (1973年4月17日生)	1997年6月 1997年6月 1999年7月 2001年3月 2002年4月 2009年4月 12月 2010年3月 10月 2011年8月 2012年3月	株式会社J. Kレストランサービス入社	51,800株	なし

<候補者とした理由>

候補者は、長年にわたり調理関連業務に従事し、豊富な業務経験と知見を有するとともに、 総料理長として当社グループの商品開発の中心的な役割を担っており、新業態の開発や業態 改善に貢献してきたこと、また、常に公正な立場で人材の能力をポジティブに評価する能力 に長けており、コロナ禍を生き残るための重要な人材戦略に必要不可欠な存在であることか ら、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位	:、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との 特別の 利害関係
		2009年11月	公認会計士試験合格		
	なかお しんたろう 中尾 慎太郎 (1978年2月12日生)	2010年10月	当社入社		
		2011年10月	財務経理グループ勤務 当社財務経理グループチームリ ーダー	1,900株	なし
		2012年4月	当社財務経理グループグループ リーダー	1,000 pp	
3		2014年4月	当社執行役員 最高財務責任者		
再任		2020年3月	当社取締役 最高財務責任者 (現任)		

<候補者とした理由>

候補者は、当社入社以来、会計の専門知識を活かして財務・経理業務に従事し、2014年には当社執行役員最高財務責任者に就任いたしました。緻密な業務遂行・マネジメント能力をもって財務・経理・総務・IR・広報業務等の部門を統括し、株主・投資家・取引先などのステークホルダーとの対話に努めております。ガバナンス体制の強化を図りつつ、今日のコロナ禍における当社の資本政策の立案・実現に欠かせない人材であることから、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位	、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との 特別の 利害関係
4	トゥードル・ ルチアン・シルビウ (1987年3月19日生) (注4)	2006年1月 2008年5月 2010年1月 7月 2011年12月 2013年3月 2014年2月 2015年10月 2016年4月 11月 2017年3月 2019年10月 2020年1月 6月	バーツ)入社 ハーツ)入社 ハーツ)入社 ハーツ)入社 ハーツントン ハーツントン ハーツンスタ兼ウェイター ハーツンスタ来ウンスクス バリスタ来ウェイター にア・ローズ カーリーの にアーツーの にアーの にアーツーの に	0株	なし

<候補者とした理由>

イタリア (ローマ)、日本、アメリカ (ロサンゼルス) において飲食事業の経験を積み、母国語であるルーマニア語をはじめ、イタリア語、英語、日本語によるコミュニケーション能力を活かして、昨今のコロナ禍において当社米国子会社の業績改善に果敢にチャレンジし、一定の成果をあげるとともに、海外FC店 (権八ドバイ)のオープンにおいては、当社の企業理念の共有を軸とした人材教育と店舗のオペレーション指導にあたっており、当社のグローバル展開には欠かせない存在であることから、同氏を取締役候補者といたしました。

- (注)1. 長谷川耕造氏は、当社の親会社等に該当します。グローバルダイニング,インク.オブ カリフォルニアは当社の子会社であり、長谷川耕造氏は同社のCEOであります。
 - 2. 当社は、長谷川耕造氏から資金の借入をしております。
 - 3. 長谷川耕造氏の所有株式数には、日本証券金融株式会社との株式の消費貸借契約に基づく貸 株261,100株を含めております。
 - 4. トゥードル・ルチアン・シルビウ氏は使用人兼務役員となる候補者であります。
 - 5. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額会社が負担しております。被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、放き以は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2021年5月に当該保険契約を更新する予定であります。

第2号議案 取締役に対してストック・オプションとして新株予約権を発行する件

当社は、2016年3月26日開催の第43回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、同じ。)の報酬額は年額1億円以内(うち社外取締役360万円以内)とご承認いただいており、その枠内で、基本報酬(金銭)と、インセンティブ報酬として通常型ストック・オプションを付与(原則取締役就任(新任)時に一定個数を付与)することを取締役会決議で決定することとしております。本議案は当該報酬の枠内で、取締役に対する報酬等として、ストック・オプションとして新株予約権を発行することについてのご承認をお願いするものであります。

付与対象者は、第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く) 4名選任の件にて付議しております、再任取締役候補者である小林庸麿、及び新任取締役候補者であるトゥードル・ルチアン・シルビウの2氏に対してであります。

なお、小林庸麿氏へのストック・オプションの付与は、同氏が取締役に就任してから今回が初めてであります。同氏が取締役就任前に大量のストックオプションを保有していたためであり、その権利行使期間が2021年3月25日で終了するため、本タイミングにて付与についてご承認をお願いするものであります。

記

1. 新株予約権を取締役の報酬として付与することを相当とする理由

優秀な人材の確保及び取締役の中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気をより一層高め、株主と株価を意識した経営の推進を行うため、株価が上昇した場合にのみ利益が実現する報酬として、通常型ストック・オプション (新株予約権)を付与するものであり、取締役の報酬等として相当なものであると考えております。

2. 取締役に対するストック・オプション (新株予約権) の具体的な内容

(1)割り当てる新株予約権の総数

本株主総会の決議により割り当てることができる新株予約権の数は1,800個を上限とする。また、新株予約権を行使することにより交付される当社普通株式の数は18万株(発行済株式総数比約2%)を上限とする。

但し、後述の2.(3)に定める付与株式数の調整が行われた場合は、新株予約権 にかかる調整後の付与株式数に上記新株予約権の上限の数を乗じた数とする。

(2)新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日(以下、「割当日」という。)後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数

についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その 他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株 式数を適切に調整できるものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額 (以下、「行使価額」という。) に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の 東京証券取引所市場第2部における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)と する。但し、その価額が割当日の終値(取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行 使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

また、割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、 次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

 調整後
 一
 一
 無式数
 1 株当たり 株式数
 本式数
 払込金額

 新規発行 ★式数
 新規発行前の1株当たりの時価

 行使価額
 ※
 一
 既発行株式数 + 新規発行株式数

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当該新株の発行又は自己株式の処分の直前時における当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行前の1株当たりの時価」を「処分前の1株当たりの時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が合併又は会社分割を行う場合、その他 これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な 範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(5) 新株予約権の行使期間

新株予約権の割当日から10年以内の範囲で、当社取締役会で定めるものとする。

- (6) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

- (8)新株予約権の行使の条件
- ①新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。)の取締役その他これに準ずる地位にあることを要する。但し、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ②新株予約権者又はその相続人は、以下の区分に従って割り当てられた権利の一部又は全部を行使することができる。但し、1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
- i 割当日の翌日から2年を経過した日以降 割当個数の4分の1まで
- ii 割当日の翌日から4年を経過した日以降 割当個数の2分の1まで
- ⅲ 割当日の翌日から6年を経過した日以降 割当個数の4分の3まで
- iv 割当日の翌日から8年を経過した日以降 割当個数の全部
- ③その他の条件については、当社取締役会において決定するものとする。
- (9) 新株予約権の取得に関する事項
- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(8)の定め又は新株予約権割当契約の定めにより本新株予約権の全部又は一部について行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- ②新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を 無償で取得することができる。
- ③当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認 (株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(10)新株予約権のその他の内容等

新株予約権に関するその他の事項については、当社取締役会において定めるものとする。

3. 取締役の報酬等に関する事項

当社取締役への新株予約権の割当は、その額が確定していない報酬等に該当し、その報酬等の算定方法については、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個あたりの公正価額に、当社取締役に割り当てる新株予約権の総数を乗じるものとする。新株予約権1個あたりの公正価額とは、新株予約権の割当日における諸条件を元にブラック・ショールズ方式を用いて算定するものとする。

以上

〈メ	モ	欄〉

株主総会会場ご案内図

ブラッスリー タブローズ (Brasserie Tableaux) ※当社店舗 東京都渋谷区猿楽町11-6 サンローゼ代官山 B 1 問合せ先 (本社) 03-5469-3223



【会場最寄駅】東急東横線(各駅停車) 代官山駅より徒歩5分

代官山駅北口改札を出て左側に伸びている歩道橋を渡り、代官山アドレスを抜けて八幡通りに出ます。左手方面にある信号を渡って右へ60m程進むと会場入り口がございます。

※待合室・駐車場・駐輪場のご用意はいたしておりません。誠に恐れ入りますが、 株主様でないお連れ様を伴ってのご来場や、お車・バイク・自転車でのご来場 は、ご遠慮くださいますようお願いいたします。